

中小企業庁 委託元との取引に関する調査

中小企業庁は、取引の適正化に向けた取組をより一層進めることを目的に、下請取引の実態把握を行っています。
貴社（者）におかれましては、委託元との取引状況について、インターネット調査へのご協力をお願いいたします。

本資料の最後に、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」についてのリーフレットを掲載（別添）しております。本調査へのご回答には関連しないものですが、ご一読くださるようお願いします。

貴社（者）の概要について

事業者名（個人事業主の場合は個人名） （必須）	
郵便番号 （必須）	—
所在地 （必須）	
調査対象委託元との取引 はありますか （必須）	1. あり 2. なし

※調査対象委託元との取引が「ない」場合は回答を終了してください（以降の回答は不要です）。取引が「ある」場合は以降の回答をお願いします。

ご回答者様の氏名 （必須）			
ご回答様の所属部署名 （必須）			
ご回答者様の連絡先電話番号 （必須）			
メールアドレス （必須）			
法人番号 （任意）			
資本金 （単一回答） （必須）	1. 1,000 万円以下 4. 3 億円超	2. 1,000 万円超 5,000 万円以下 5. 個人事業主	3. 5,000 万円超 3 億円以下

業種 (単一回答) (必須)	1. 建設業 4. 小売業 7. 飲食業 10. その他サービス業 (個人向け)	2. 製造業 5. 不動産業 8. 運輸業 11. その他サービス業 (企業向け)	3. 卸売業 6. 宿泊業 9. 情報通信業 12. その他 ()
	具体的な事業内容 (必須) ()		
従業員数 (任意)	() 名 ※代表者及び会社役員を除く		
委託元から貴社 (者) が不当な行為 (支払遅延、減額、返品、買いたたき等) を行われたことはありますか? (単一回答) (必須) ※ 「不当な行為」について (参照)		1. ある	2. ない

委託元の概要について

【A. 委託元の概要について回答してください】

委託元の名称 (任意)			
資本金 (任意)	1. 1,000 万円超 5,000 万円以下	2. 5,000 万円超 3 億円以下	3. 3 億円超
事業所属性 (任意)	1. 本社 2. 本社以外の事業所 3. 不明 ※貴社 (者) に仕事を発注するのは、委託元の「本社」からか、それとも、本社以外の事業所なのか、お答えください。 不明な場合には、「3. 不明」を選択してください。		
委託元の発注窓口 (必須)	※「委託元」が貴社 (者) に仕事を発注する際の「委託元」の担当部署等について記入してください。 部署名が不明の場合は「不明」と記入してください。 例 ○○資材部、□□調達部、××工場、△△支店		
委託元との取引年数 (必須)	約 年 ※取引年数が、1 年未満の場合は 1 年としてください。 ※2 桁以内の半角数字のみを入力してください。		
委託元との取引額 (必須)	約 万円 【委託元との直近 1 年間 (又は貴社 (者) の直近決算年月から遡って 1 年間) の取引額 (売上高ベース)】 ※ 1 万円未満は入力できません。1 万円未満の場合は「1」と入力してください。 ※小数点やカンマは使用せず、8 桁以内の半角数字のみを入力してください。		

【B. 委託元から委託されている主な取引をすべて選択してください (複数回答可)】 ※一つ以上の回答必須

製造委託	物品の製造を委託されている。	委託元から仕様、内容等を指定された製造委託である。	☐
		委託元から仕様、内容等を指定されていない汎用品の製造委託である。	☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。(任意)		

修理委託	修理を委託されている。		☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。(任意)		
情報成果物作成委託	情報成果物の作成を委託されている。	委託されている情報成果物はプログラム（ゲームソフト、システム等）である。	☐
		委託されている情報成果物はプログラム（ゲームソフト、システム等）ではない。	☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。(任意)		
役務提供委託	役務の提供を業としている委託元から、その役務の提供を再委託されている。	再委託されている役務は①運送、②物品の倉庫における保管、③情報処理である。	☐
		再委託されている役務は①運送、②物品の倉庫における保管、③情報処理ではない。	☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。(任意)		
建設工事委託	建設工事を委託されている。		☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。(任意)		
派遣委託	労働者派遣法に基づく労働者派遣を委託されている。		☐
	委託元からの具体的な委託内容をお答えください。(任意)		

【C. 不当な取引を強いられた時期等を回答してください】

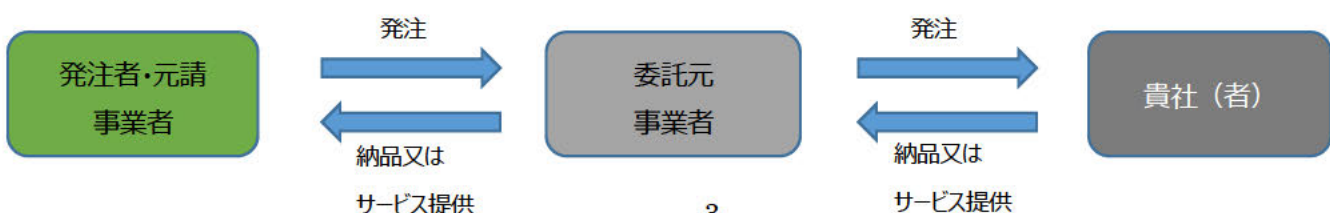
直近で不当な取引を強いられた年月 (必須)	1. (西暦) 年 月 頃に不当な取引を強いられた。
不当な行為（支払遅延、減額、返品、買いたたき等）は現在も行われていますか？ (単一回答) (必須)	1. 現在も継続中 2. 西暦 年 月まで行われていたが、現在は行われていない。
不当な行為（支払遅延、減額、返品、買いたたき等）を受けた要因は何だと思いますか？ (単一回答) (任意)	1. 働き方改革によるしわ寄せ 2. 新型コロナウイルス感染症の影響 3. 1、2 以外の原因又は原因不明

【D. 発注者又は元請事業者を把握されている場合、その事業者情報について回答してください】

発注者又は元請事業者を把握されていますか？ (必須)

1. はい	2. いいえ
-------	--------

※発注者・元請事業者とは（イメージ図）





発注者又は元請事業者について、差し支えない範囲で、回答してください。

発注者又は元請事業者 の名称 (必須)			
事業所名（部署名） (任意)			
郵便番号 (任意)	〒 —		
所在地 (任意)			
資本金 (単一回答) (任意)	1. 1,000 万円以下 4. 3 億円超	2. 1,000 万円超 5,000 万円以下 5. 不明	3. 5,000 万円超 3 億円以下

調査に対する回答入力

設問 1 発注書面の交付及び記載事項について



委託元は、下請事業者が発注する際、発注内容、下請代金の額、支払期日等の必要記載事項を全て記載した書面（注文書、契約書等の発注書面、電子メール等を含みます。）を交付する義務があります。

委託元が口頭のみで発注を行った場合（発注書面の不交付）や下請代金の額等の必要記載事項を記載しない発注書面を交付した場合（記載不備）は、下請法違反になります。

なお、取引条件について単価や支払期日・方法等の基本的事項が一定期間共通である場合には、これらの事項を記載した書面をあらかじめ下請事業者に交付しておけば、必ずしも発注書面にこれらの事項全てを改めて記載する必要はありません。ただし、この場合、個々の発注書面に、基本的事項を記載して交付した書面との関連性（ひも付けていること）を記載する必要があります（発注書面に記載する関連性の記載例：「支払方法、支払期日等は、令和●●年●●月●●日付け「支払方法等について」によります。」）。

◆ 次の①～⑩のうち、該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① 委託元は、口頭で発注し、発注の都度、発注書面を交付しなかった。
- ② 委託元は、発注の都度、直ちに発注書面を交付しなかった（例えば、納品時、納品後等に交付。）。
- ③ 委託元は、発注書面に下請代金の額（単価）を記載しなかった（単価表も交付しなかった。）。
- ④ 委託元は、発注書面に下請代金の支払期日・方法を記載しなかった（個々の発注書面とは別に、支払期日・方法を記載した書面も交付しなかった。）。
- ⑤ 委託元は、個々の発注書面とは別にあらかじめ単価表や支払期日・方法等について記載した書面を交付しているが、個々の発注書面に単価表や支払期日・方法等について記載した書面との関連性を記載しなかった。
- ⑥ 委託元は、納品された物品等、情報成果物（ソフトウェア、映像コンテンツ、設計図、デザイン等をいいます。以下同じ。）又は提供された役務の内容について検査する場合に、発注書面に検査を完了する期日を記載しなかった。
- ⑦ 委託元は、下請代金を手形払、一括決済方式（例：ファクタリング方式）又は電子記録債権によって支払っている場合に、発注書面に手形等の金額と満期日（一括決済方式の場合はこれらに加えて金融機関名）を記載しなかった。
- ⑧ 委託元は、仮単価発注を行った場合に、発注書面に下請代金の額が定められない理由又は正式単価を決める予定期日を記載しなかった。
- ⑨ 委託元は、仮単価発注を行った場合に、正式単価の決定後に、正式単価を記載した書面を交付しなかった。
- ⑩ 上記①～⑨の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※①～⑨を選択した場合に、補足で説明したいことがあれば、下欄に記入してください（上限 1, 0 0 0 文字）。

特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問 2

下請代金の支払について



委託元は、下請事業者が納品したものについて検査を行うか否かを問わず、納品日（役務の提供日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定めた支払期日までに、下請代金を全額支払う必要があります。

また、委託元が下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割引くことが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

◆ 次の①～⑩のうち、該当する事項を選択してください。（複数選択可）

- ① 委託元は、貴社（者）が納品（役務を提供）したものについて、納品日（役務の提供日）※から60日（2か月）以内に、下請代金の全額を現金（又は手形等）により支払う制度を採っていない（例1、例2）。

※ 分割して納品した場合には、それぞれの納品日から起算します。

※ 委託元が、自社の顧客（一般消費者等）に販売した後下請代金を支払うとして（いわゆる消化仕入れ）、納品日から60日以内に下請代金を支払わなかった場合も含まれます。

■ 「手形等」とは、手形、一括決済方式及び電子記録債権をいいます。

例1：支払制度が毎月末日納品締切・翌月末日現金（又は手形等）支払の場合

4月1日に納品したものについて下請代金は5月31日（＝2か月以内）に支払われるので、「納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に」支払う制度です。

例2：支払制度が毎月末日納品締切・翌々月10日現金（又は手形等）支払の場合

4月1日に納品したものについて下請代金は6月10日（＝2か月超）に支払われるので、「納品日（役務の提供日）から60日（2か月）以内に」支払う制度ではありません

- ② 委託元は、貴社（者）が請求書を提出する時期が遅かったとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- ③ 委託元は、受入検査に日数を要したとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- ④ 委託元は、委託元の内部での事務処理が遅れたとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- ⑤ 委託元は、委託元の顧客からの支払いが遅れたとして、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- ⑥ 委託元は、支払期日が金融機関の休業日の場合に、貴社（者）との書面による合意なしに、金融機関の翌営業日に下請代金を支払った。
- ⑦ 委託元は、手形期間や手形期間に相当する期間が120日（4か月）（繊維製品に係る取引の場合は90日（3か月））を超える手形や電子記録債権又は一括決済方式により下請代金を支払った。
- ⑧ 委託元が交付した手形について、一般の金融機関に割引を依頼したが、割引を受けることができなかった。
- ⑨ 委託元は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇によって資金繰りが厳しくなったことを理由に、支払期日までに下請代金を支払わなかった。
- ⑩ 上記①～⑨の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※①～⑨を選択した場合、補足で説明（例：支払遅延の日数、支払遅延のあった金額、遅延利息の支払の有無など）したいことがあれば、下欄に記入してください（上限1,000文字）。

特に補足の説明がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問 3

下請代金の額の決定方法について



委託元が、下請事業者が納品する物品等（提供する役務）と同種・類似のものに対して通常支払われる対価と比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めることは禁止されています。

例えば、委託元が下請事業者と協議することなく、一方的に著しく低い下請代金の額を決定する場合は、下請法違反のおそれがあります。

公正取引委員会は、令和6年5月27日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日）」等を踏まえ、下請法上の買いたたきの解釈・考え方が更に明確になるよう、下請法運用基準の改正を行いました。

詳しくは、「https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/may/240527_unyou.html」を御覧ください。

◆ 次の①～⑨のうち、該当する事項を選択してください。（複数選択可）

- ① 委託元は、現下のような労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面にあった場合に、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、貴社（者）との価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた（貴社（者）からコストに係る協議の要請をしなかったため、委託元がコスト上昇分の取引価格への反映の必要性について明示的な協議をしなかった場合も含みます。）。
- ② 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社（者）が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、委託元は、価格転嫁をしない理由を書面、電子メールなど記録に残る方法（口答による回答は含みません。）で貴社（者）に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた。
- ③ 上記①及び②のようなコスト上昇以外の状況に起因して、委託元との間で、下請代金の額（単価）を取り決める必要があった際に、委託元は下記の㊲から㊴のいずれかの方法で取引価格を決定（改定を含みます。）した。
 - ㊲ 委託元の予算単価を基準にして一方的に決定した。
 - ㊳ 委託元が一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他の下請事業者の単価として一方的に決定した。
 - ㊴ 委託元が下請代金の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率（又は一定額）引き下げた。
 - ㊵ その他の方法（㊲～㊴以外の方法）により一方的に決定した。
- ④ 委託元は、原価低減目標を設定し、貴社（者）に対して前年の単価から一定率又は一定額の引下げを働きかけ、単価を引き下げた。
- ⑤ 委託元は、多量の発注を前提とした見積額を下請代金の額（又は単価）としたが、実際には少量しか発注しなかったにもかかわらず、下請代金の額（又は単価）を引き上げなかった。
- ⑥ 委託元は、見積時点よりも作業内容・種類・納品頻度が大幅に増えた、あるいは、見積時点で予定した納期を大幅に短縮したにもかかわらず、見積時点の下請代金の額（又は単価）を引き上げなかった。
- ⑦ 委託元は、同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めた。
- ⑧ 委託元は、量産終了後の補給品について、量産時と同じ単価で下請代金の額を設定した。
- ⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※ ①～⑧を選択した場合、補足で説明（例：貴社（者）の労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇の状況、取引価格が引き下げられた又は据え置かれた際の経緯など）したいことがあれば、下欄に記入してください（上限1,000文字）。特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問 4

下請代金の減額について



下請事業者には責任がない場合には、たとえ下請事業者と事前に合意していても、委託元が発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また、発注後いつの時点であっても、下請事業者には責任がない場合には、発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

例えば、委託元が「協力金」、「協賛金」、「値引き」、「仕入歩引」、「リベート」、「金利」、「手数料」等と称して下請代金を減額する場合は、下請法違反になります。

◆ 次の①～⑨のうち、該当する事項を選択してください。（複数選択可）

- ① 委託元は、**貴社（者）に責任がないのに**、発注書面に記載した下請代金を減じて支払った。
- ② 委託元は、**自社の顧客への値引きやセール・キャンペーンを実施することを理由**（名目は問わない）に下請代金から一定率又は一定額を差し引いて支払った（※）。
※ 貴社（者）が委託元の金融機関口座に下請代金の一定率又は一定額を振り込む場合も含まれます（下記④においても同じ）。
- ③ 委託元は、下請代金の支払に際し、端数が生じた場合、**端数を1円以上の単位で切り捨てて**下請代金を支払った。
- ④ 委託元は、**自社の業績悪化、自社の利益の確保など自社の都合を理由**に下請代金から一定率又は一定額を差し引いて支払った。
- ⑤ 単価の引下げに合意した際、委託元は、**既に発注済みのものにまで**、引き下げた新単価を適用した。
- ⑥ 下請代金の支払方法について、手形等から**今後は現金払とすることを理由**に、委託元は、下請代金を減じて支払った。
- ⑦ 委託元は、**貴社（者）との書面による合意なしに、金融機関への振込手数料**を下請代金から差し引いて支払った。
- ⑧ 委託元は、**労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇により自社のコストが増加したことを理由**に、下請代金を減じて支払った。
- ⑨ 上記①～⑧の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※ ①～⑧を選択した場合、補足で説明（例：下請代金から差し引かれた額（率）及び名目、差し引かれた時期等）したいことがあれば、下欄に記入してください（上限1,000文字）。特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問 5

発注内容の変更・やり直しについて



下請事業者には責任がない場合には、委託元が、納品前（役務の提供前）に、発注書面に記載した発注内容を変更し当初の発注内容と異なる作業を行わせる又は発注を取り消す、あるいは、納品後（役務の提供後）に、当初の発注内容にない追加的な作業を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

例えば、委託元が、自らの都合・事情により下請事業者に追加的な作業を行わせたために下請事業者に追加的に生じた費用を負担しない場合は、下請法違反になります。

◆ 次の①～⑤のうち、該当する事項を選択してください。（複数選択可）

- ① 委託元は、納品前（役務の提供前）に、発注書面に記載した発注内容を変更したが、変更により新たに貴社（者）に生じた費用の全部又は一部を負担しなかった。
- ② 委託元は、納品前（役務の提供前）に、発注書面に記載した発注内容の全部又は一部を取り消したが、それに伴い貴社（者）が負担することとなった費用（例えば無駄になった人件費、資材の代金等）の全部又は一部を負担しなかった。
- ③ 委託元は、納品後（役務の提供後）に、発注書面に記載のない追加作業を貴社（者）に行わせたが、貴社（者）に生じた追加作業の費用の全部又は一部を負担しなかった。
- ④ 委託元は、あらかじめ一定回数のやり直しを見込んで下請代金を定めているものの、それを上回る回数のやり直しを求めたり、発注内容にやり直しの定めがないにも関わらずやり直しを貴社（者）に行わせたが、貴社（者）に生じたやり直しの費用の全部又は一部を負担しなかった。
- ⑤ 上記①～④の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※ ①～④を選択した場合、補足で説明（例：発注書面に記載のない追加作業の内容、発注内容が変更されたことにより新たに貴社（者）に発生した費用の名目や額等）したいことがあれば、下欄に記入してください（上限1,000文字）。

特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問6 経済上の利益の提供要請について



委託元が、自己のために金銭、役務（例：手伝い人員の派遣）を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

例えば、委託元が、自社の決算対策として協賛金の提供を要請し、下請事業者が協賛金を負担させることや、下請事業者が運送の再委託を受けている場合に、元請けの運送事業者（親事業者）から契約にない付帯作業を指示され、その対価の支払がない場合も下請法違反になります。

ア. 次の①～⑤のうち、該当する事項を選択してください。（複数選択可）

- ① 委託元は、金銭（例：協力金、決算対策金等）の提供を要請してきた。
- ② 委託元は、役務（例：新規開店時や棚卸し時の手伝い人員の派遣、発注内容にない作業等）の無償提供を要請してきた。
- ③ 委託元は、サンプル品、景品、展示用商品等の物品の無償提供を要請してきた。
- ④ 委託元は、電子メールやEDI等による電子発注を行うために使用する通信機器等の開発費や利用料等の支払を要請してきた。
- ⑤ 上記①～④の事項のいずれにも該当するものがなかった。

イ. アで①～④を選択した場合、実際に金銭の提供、役務の無償提供、サンプル品等の無償提供をしたことがありましたか。（単一選択）

- ① 提供したことがある。
- ② 提供したことがない。

※ イで①を選択した場合、補足で説明（例：具体的な要請の内容、提供した金額（金銭の提供要請の場合）、役務を提供した日数（役務の提供要請の場合）等）したいことがあれば、下欄に記入してください（上限1,000文字）。特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問7 物の購入要請・サービスの利用要請について



正当な理由（下請事業者が納品する物品の品質維持等）がある場合を除き、委託元が下請事業者に、自己が指定する物・サービスを強制して購入・利用させることは禁止されています（下請事業者以外の物品購入者又はサービス利用者を紹介するよう要請し、紹介先のない下請事業者に購入又は利用することを余儀なくさせることも禁止されています。）。

〔例1〕 ホテル運営事業者である委託元は、同社が主催するゴルフトーナメントの観戦チケットを下請事業者に購入するよう要請した。

〔例2〕 中古自動車販売事業者である委託元は、同社が行う車検を利用するよう下請事業者に要請した。

ア. 次の①～⑤のうち、該当する事項を選択してください。（複数選択可）

- ① 委託元は、**購買担当者（発注担当者）**を通じて、物の購入・サービスの利用を要請してきた。
- ② 委託元は、貴社（者）に割り当てられた**目標額・目標数量**を示して、購入・利用を要請してきた。
- ③ 委託元は、**要請に応じないと不利益な扱いをする旨を暗に示して**、購入・利用を要請してきた。
- ④ 委託元は、**貴社（者）が断ったにもかかわらず**、重ねて購入・利用を要請してきた。
- ⑤ 上記①～④の事項のいずれにも該当するものがなかった。

イ. アで①～④を選択した場合、実際に物の購入又はサービスの利用をしたことがありましたか。（単一選択）

- ① 購入したことがある又は利用したことがある。
- ② 購入していない又は利用していない。

※ イで①を選択した場合、補足で説明（例：実際に購入した物品、利用したサービス、購入又は利用した金額等）したいことがあれば、下欄に記入してください（上限1,000文字）。特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問 8

受領(納品物の受取)拒否について

貴社(者)が役務の提供のみを請け負っている場合は、「設問 1 2 報復措置について」に進んでください。



下請事業者には責任がない場合、委託元が、下請事業者が納品したものについて受領を拒むことは禁止されています。
「受領を拒む」とは、下請事業者の給付の全部又は一部を発注時に定めた受領日に受け取らないことであり、受領日を延期
することや発注を取り消すことにより受領日に受け取らない場合も受領を拒むことに含まれます。

例えば、委託元の都合・事情で、下請事業者に対する発注を取り消して完成品を受領しなかった場合は、下請法違反になります。

◆ 次の①～⑥のうち、該当する事項を選択してください。(複数選択可)

- ① 委託元は、貴社(者)に責任がないのに、発注した物品等を受け取らなかった。
- ② 委託元は、発注を取り消し、貴社(者)が既に完成させていたものを受け取らなかった。
- ③ 委託元は、発注書面に記載した納期を延期し、当初の納期に受け取らなかった。
- ④ 委託元は、発注後に、貴社(者)と協議せずに検査基準を厳しいものに変更し、従来の基準では合格としていたものを不合格と判定して受け取らなかった。
- ⑤ 委託元は、発注後に貴社(者)の改良提案を了承し、貴社(者)がその内容のとおり作成したにもかかわらず、発注内容と異なるとして受け取らなかった。
- ⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※ ①～⑤を選択した場合、補足で説明(例：委託元が受け取らなかった物品の内容や金額、納期を延期した期間等)したい
ことがあれば、下欄に記入してください(上限 1, 0 0 0 文字)。特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお
進みください。

設問 9

返品について



下請事業者には責任がない場合、委託元が下請事業者の納品後、受領した物品又は情報成果物を下請事業者に引き取
らせることは禁止されています。

例えば、下請事業者が発注書面に記載どりの物品等を納品し、委託元がこれを受領したにもかかわらず、返品する場合は下請
法違反になります。また、下請事業者が納品した物品等に瑕疵があった場合でも、委託元が当該物品等の受領後 6 か月を経過した
後に返品することは下請法違反になります。

◆ 次の①～④のうち、該当する事項を選択してください。（複数選択可）

- ① 委託元は、同社が受入検査を行っていないのに、貴社（者）が納品した物品又は情報成果物を一旦受領した後に、返品した。
- ② 委託元は、貴社（者）から受領した物品等を受領日から6か月を経過した後に返品してきた。
- ③ 委託元は、ロット単位で抜取検査を行い、合格としたにもかかわらず、合格としたロットの中の物品を返品してきた。
- ④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※ ①～③を選択した場合、補足で説明（例：返品された物品の内容、返品理由、返品された数量や金額等）したいことがあれば、下欄に記入してください（上限1,000文字）。特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問に進みください。

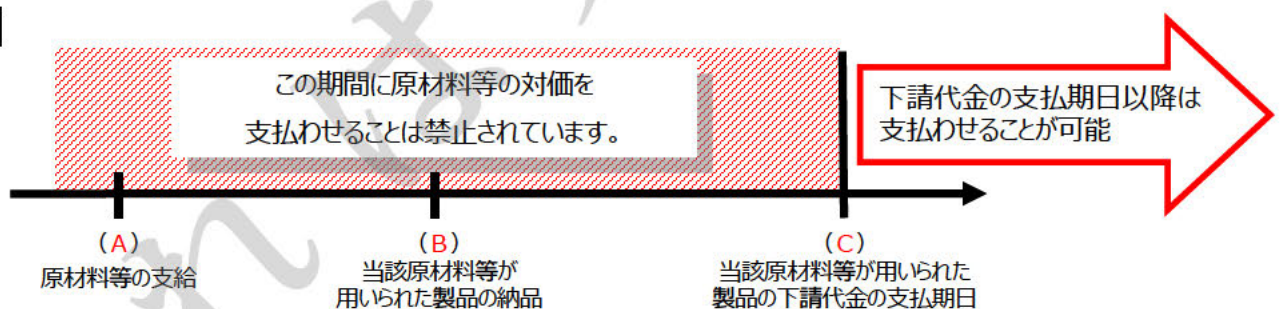
設問10 有償で支給された原材料等の決済時期について



下請事業者が原材料等を有償で支給した場合、下請事業者が責任がないのに、委託元がその原材料等の対価を、その原材料等が用いられた物品の下請代金の支払期日より早い時期に支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。（以下の参考図参照）

委託元が、図のAの時点で有償で支給した原材料等の対価を、Cの時点（当該原材料等が用いられた物品の下請代金の支払期日）が到来する前に下請事業者を支払わせることは禁止されています。

参考図



◆ 次の①又は②のうち、該当する事項を選択してください。当てはまらない場合は③を選択してください。（単一選択）

- ① 上の参考図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払われたことがある。
- ② 上の参考図の決済禁止期間（赤斜線部分の期間）内に支払われたことはない。
- ③ 原材料等を有償で支給される取引を行っていない。

※ ①を選択した場合、補足で説明したいことがあれば、下欄に記入してください（上限1,000文字）。特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問に進みください。

設問 1 1 型・治具について



委託元が、部品等の製造を委託している下請事業者に対し、金型・木型等の型、治具、設備等を貸与している場合に、当該部品等の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型・木型等の型、治具、設備等の保管やメンテナンスをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

「型」とは、物品等の製造を行うために使用する当該物品等の形状を型どった金属製、木製等の物品をいい、そのうち、金属製の物品を特に「金型」といいます。

◆委託元は、貴社（者）が保管している型、治具、設備等（委託元が所有権を持つものに限ります。）について、部品等の量産が終了した後も当該型、治具、設備等を回収せず又は廃棄を認めず（廃棄申請や回収の要請をしたが返答がないことも含む）、かつ、型、治具、設備等の保管やメンテナンスに要する費用を支払わなかったことがありますか。（単一選択）

- ① 支払わなかったことがある。
- ② 支払ってもらっている。
- ③ 製造委託を受けた物品の製造に当たり、「型、治具、設備等の貸与されていない」、「金型・木型等の型、治具、設備等を保管させられていない」、または、「全て回収や破棄が完了」している。

※ ①を選択した場合、補足で説明（例：量産終了後も保管している金型等の数、金型の保管費用に関する取決めの有無、保管状態（保管期間、保管場所）等）したいことがあれば、下欄に記入してください（上限 1, 0 0 0 文字）。特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問 1 2 報復措置について



下請事業者が委託元の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、委託元が当該下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

◆次の①又は②のうち、該当する事項を選択してください。（単一選択）

- ① 貴社（者）が、委託元の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、委託元は貴社（者）に対し、取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをした。
- ② ①の事項に該当するような事実はなかった。

※ ①を選択した場合、補足で説明したいことがあれば、下欄に記入してください（上限 1, 0 0 0 文字）。特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問 1 3 手形等による支払について

公正取引委員会は、令和6年4月30日、業界の商慣行、近年の金融情勢等を総合的に勘案し、手形、一括決済方式又は電子記録債権（以下「手形等」といいます。）が下請代金の支払手段として用いられた場合の指導基準及び指導方針を変更しました。

これに伴い、令和6年11月1日以降に手形等を下請代金の支払手段として用いる際は、その手形期間等を60日以内にするようになりました。

詳しくは、「https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/apr/240430_tegata.html」を御覧ください。

ア. 次の①～③のうち、委託元が手形等（手形、一括決済方式（例：ファクタリング方式）及び電子記録債権をいいます。）により貴社（者）に支払っている場合、具体的な支払方法について該当する事項を選択してください。（複数選択可）

- ① 手形
- ② 一括決済方式（例：ファクタリング方式）
- ③ 電子記録債権
- ④ 上記①～③の支払方法では代金は支払われていない。

※ ④を選択した場合は、「設問 1 4 知的財産権の取扱いについて」に進んでください。

イ. 次の①～④のうち、委託元が貴社（者）に交付した手形等のうち最も長いサイトについて該当する事項を選択してください。（単一選択）

- ① 60日以内
- ② 60日超 90日以内
- ③ 90日超 120日以内
- ④ 120日超

ウ. 次の①～④のうち、手形等による支払について該当する事項を選択してください。（複数選択可）

- ① 委託元は、手形等による支払を現金払に変更する予定である。
- ② 委託元は、手形等による支払を現金払に変更する予定はないが、手形等のサイトを60日以内に短縮する予定である。
- ③ 委託元は、手形等による支払を現金払に変更する予定も手形等のサイトを短縮する予定もない。
- ④ 委託元が、現金払や手形等のサイトの短縮を行うか、分らない。

エ. 下請代金が現金払ではなく、手形等による支払であることによって負担が生じている場合、次の①～⑥のうち、具体的な負担の内容について該当する事項を選択してください。（複数選択可）

※ 特に負担を感じていない場合は、⑥を選択してください。

- ① 資金繰りの悪化
- ② 割引料や一括決済方式（例：ファクタリング方式）における手数料等の負担が重い
- ③ 手形の現物管理が面倒
- ④ 金融機関における割引拒否
- ⑤ その他（具体的に記入してください）
- ⑥ 特に負担に感じていない

※ ①～④を選択した場合で、補足説明したいことがあれば、下欄に記入してください。また、⑤を選択した場合には、具体例等を下欄に記入してください（上限1,000文字）。

特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問14 知的財産権の取扱いについて



委託元は、委託内容によって下請事業者に知的財産権が発生する場合、物品等の受領と併せて知的財産権を譲渡させるのであれば、発注書面にその旨を記載する必要があります。また、その場合には、その知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を下請事業者と十分に協議の上で設定して下請代金に加える必要があります。さらに、委託元が、作成の目的たる使用の範囲を超えて、無償で譲渡・利用許諾をさせるなどして下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

◆次の①～⑥のうち、該当する事項を選択してください。（複数選択可）

- ① 委託元は、物品又は情報成果物の受領と併せて知的財産権を譲り受ける場合に、発注書面に知的財産権を譲り受ける旨を記載しなかった。
- ② 委託元は、発注内容に知的財産権を譲渡させる内容が含まれている場合に、その知的財産権の対価について十分に協議することなく、決定した。
- ③ 委託元から金型等の図面、意匠権等の知的財産権を無償で提供することを要請され、提供した。
- ④ 委託元は、貴社（者）に物品の製造又は情報成果物作成の委託をした場合に、貴社（者）の知的財産権を譲渡させ、又は、貴社（者）の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の譲渡又は利用に見合った金額を支払わなかった。
- ⑤ 委託元は、貴社（者）に物品の製造又は情報成果物作成の委託をした場合に、契約範囲を超えて、貴社（者）の知的財産権を譲渡させ、又は、貴社（者）の知的財産権を利用したにもかかわらず、その知的財産権の譲渡又は利用に見合った金額を支払わなかった。
- ⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものがなかった。

※ ①～⑤を選択した場合、補足で説明したいことがあれば、下欄に記入してください（上限1,000文字）。

特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問 15 インボイス制度について



委託元が、適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するために、取引先の免税事業者である下請事業者に対し、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、下請法上、問題となるおそれがあります。

令和5年10月から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。インボイス制度の詳細は、国税庁ウェブサイトの特設ページ（下記 URL）を御覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

ア. 貴社（者）は、以下のいずれに該当しますか。（単一選択）

- ① インボイス制度の開始前後を通じて、免税事業者である。
- ② インボイス制度の開始前は免税事業者であったが、開始後に課税事業者になった。
- ③ インボイス制度の開始前は課税事業者であったが、開始後に免税事業者になった。
- ④ インボイス制度の開始前後を通じて、課税事業者である。

貴社（者）が **ア-④を選択した場合**は、「設問 16 自由記載について」に進んでください。

イ. アで①～③を選択した場合、貴社（者）と委託元との取引価格はどのように設定されましたか。（単一選択）

- ① インボイス制度開始前と比較して引き下げられた。
- ② インボイス制度開始前と同様に据え置かれた。
- ③ インボイス制度開始前と比較して引き上げられた。

ウ. イの取引価格の設定に際し、貴社（者）は委託元との間で協議を行いましたか。（単一選択）

- ① 協議を行った。
- ② 協議を行っていない。

※ イの①、②又はウの②を選択した場合、補足で説明したいことがあれば、下欄に記入してください（上限 1,000 文字）。特に記載事項がない場合には、何も記入せずに次の設問にお進みください。

設問 16 自由記載について

- ① 調査対象の委託元との取引に関して各設問の自由記載欄に書ききれなかった事項、設問の選択肢以外に不利益を被った事例がある場合、その内容について具体的に自由記載欄に記入してください。
- ② 調査対象の委託元以外の委託元との取引に関して記載したい内容がある場合は、当該委託元の名称、所在地、資本金、被った不利益の概要などを可能な限り記載してください。
- ③ 記入いただいた情報は、今後の調査のために活用させていただきますが、当該情報に対して**当中企庁が回答を行ったり、必ず調査を行うことをお約束するものではありません**ので、あらかじめご承知おきください。

◆これまでの回答内容に補足説明がある場合は、記載をお願いします。また、設問以外にも不公正な取引が行われている場合は、情報提供をお願いいたします。**(自由記載)**

(上限 1000 文字)

記入例 1 回答の補足説明をする場合

当社は、設問 4 で②を選択しました。委託元と結んだ金銭に関する取決めについて詳しく説明します。

当社は、衣料品を製造している委託元と 10 年以上取引を行っています。2 年ほど前、委託元の経営が苦しくなったようで、収益改善策として納品単価の引下げ要請がありました。当社としては、一旦単価を引き下げてしまうと、元に戻すことは困難と考えましたので、単価引下げの代わりに、1 年間に限って、当社に支払われる毎月の下請代金の 2 パーセントを「リベート」として割り戻すことで合意し、令和元年 4 月の納品分から、委託元に「リベート」を支払ってきました。しかしながら、約束の 1 年間が過ぎた後も委託元は「リベート」を取り続けており、先月には、割戻し幅を 5 パーセントに引き上げたいと要請してきており、大変困っています。

記入例 2 設問に記載されている選択肢以外に不利益を被った事例を記入する場合

当社は家庭用電気製品に組み込む部品を製造しています。昨年春頃、委託元から、従来は週に 1 回だった納品を毎日

行うよう要請がありました。納品を毎日行うとなると運送費がかさむため、運送費が増加した分の下請代金の引上げを認めてくれるならば毎日納品することもできる旨を委託元に回答し、下請代金を引き上げるよう申入れを行いました。
しかし、委託元は、下請代金の引上げ協議には全く応じず、毎日納品することだけを一方的に指示してきました。

記入例3 今回の調査対象の委託元以外の他の委託元との取引における問題点を記載する場合

当社は、今回の調査対象の委託元とは別に■■■という委託元と取引を行っています。この■■■は●●県●●市に本社があり、パソコン用のソフトウェアを販売しています。■■■の資本金は、ホームページで確認したところ30億円でした。
■■■は検収後支払いを行う制度を採用しており、■■■は当社が納入したソフトウェアの受入検査に3か月を要したため、昨年10月に納入したものの下請代金の支払日が納入日から数えて60日を超えました。これは、下請法が禁止している下請代金の支払遅延に当たらないのでしょうか。

別添

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」について

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

法律の適用対象

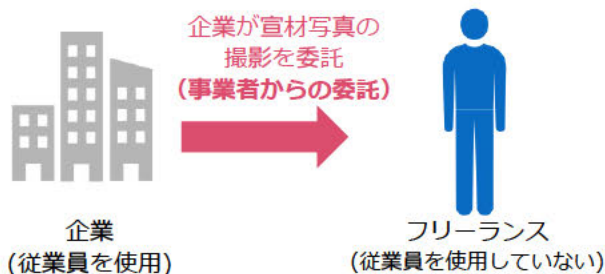
発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

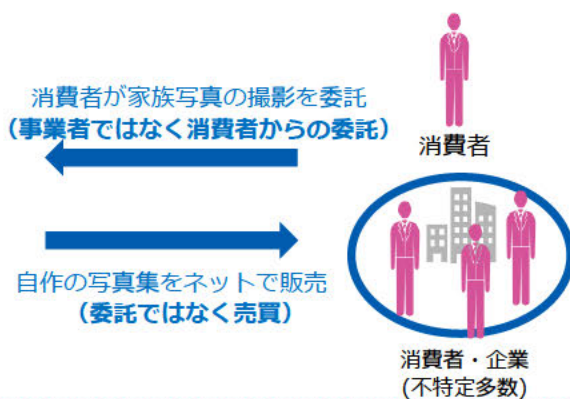
※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

この法律の対象



この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「過労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者

義務項目

フリーランス

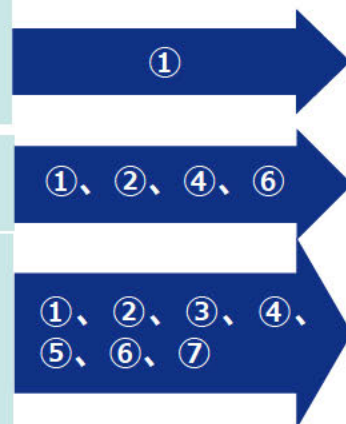
- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用していない

※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している

- フリーランスに業務委託をする事業者
- 従業員を使用している
- 一定の期間以上行う業務委託である

※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月です。
契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。



- ・ 業務委託の相手方である事業者
- ・ 従業員を使用していない



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）
までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省